

藤井寺市柏原市学校給食組合の教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

平成 27 年 9 月 10 日
条 例 第 2 号

(目的)

第1条 この条例は、藤井寺市柏原市学校給食組合の教育長（以下「組合教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 組合教育長の勤務時間、休日、休暇等については、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第19号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。